

2016年 7月の相談日程

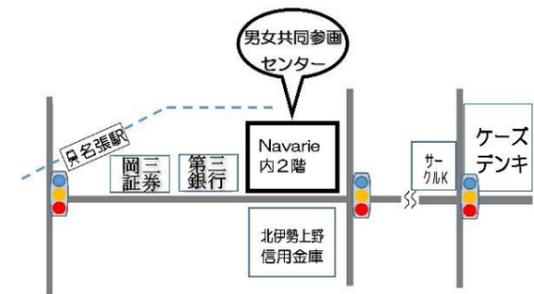
名張市男女共同参画センター

日	月	火	水	木	金	土
					1 女性弁護士 による法律相談 10:00~12:00 13:00~15:00 女性のための相談 14:00~19:00	2 女性のための相談 14:00~19:00
						
3	4	5	6	7	8	9
休	休		女性のための相談 14:00~19:00	女性のための相談 14:00~19:00	女性のための相談 14:00~19:00	
10	11	12	13	14	15	16
休	休	人権相談 13:30~16:00		男性のための相談 19:00~21:00		
				女性のための相談 14:00~19:00	女性のための相談 14:00~19:00	女性のための相談 14:00~19:00
17	18	19	20	21	22	23
休			人権相談 13:30~16:00 女性のための相談 14:00~19:00	メンタルヘルス相談 10:00~12:00 要予約・面談相談 女性のための相談 14:00~19:00		
24	25	26	27	28	29	30
休	休	メンタルヘルス相談 13:00~16:00 要予約・面談相談			女性のための相談 14:00~19:00	女性のための相談 14:00~19:00
31					女性のための相談 14:00~19:00	女性のための相談 14:00~19:00
休						



名張市男女共同参画センター

第55号 2016年6月発行



6月23日から29日は「男女共同参画週間」です

男性と女性が、職場や学校・地域・家庭で、それぞれの個性と能力を發揮する「男女共同参画社会」を実現するためには一人ひとりの取組が必要です。私たちのまわりの男女のパートナーシップについて、この機会に考えてみませんか？

平成28年度「男女共同参画週間」キャッチフレーズ



時田 新太郎さん(東京都)

今年度は、「旧来の労働慣行や意識を変え、女性も男性も多様な暮らし方や働き方が可能な社会を作るためのキャッチフレーズ」をテーマとして募集され、応募総数は3,299点でした。

名張市男女共同参画センター相談窓口

女性のための相談	毎月 第1・第3・第5 木・金・土曜日	午後2時~午後7時	電話相談可 予約優先
	毎月 第2・第4 水・木・金曜日	午後2時~午後7時	
女性弁護士による 法律相談	毎月 第1 金曜日	午前10時~正午 午後1時~午後3時	要予約 面談
男性のための相談	毎月 第2 木曜日	午後7時~午後9時	電話相談可 予約優先
メンタルヘルス相談 (男女共)	毎月 第3 木曜日	午前10時~正午	要予約 面談
	毎月 第4 火曜日	午後1時~午後4時	

「梅雨」

中国から「ばい雨」として伝わってきた梅雨は、江戸時代頃より「つゆ」と呼ばれるようになりました。

春から夏にかけて移行する過程であり、雨が多く日照が少なくなる季節現象です。梅雨が明けると、本格的な夏が訪れるとされることが多いです。

平年、東海地方の梅雨入りは6/8頃で、梅雨明けは7/21頃です。



名張市男女共同参画センター

三重県名張市希中央5番町19番地
Nabarie2階
名張市民情報交流センター内

Tel 0595-63-5336
Fax 0595-63-5326
e-mail danjo-center@emachi-nabari.jp
<http://www.emachi-nabari.jp/danjo-center/>

ご意見・ご感想をお聞かせください。

名張市の女性登用率



次ページでは、女性参政権獲得70周年を特集しています！



初めて女性が参政権を行使してから、
70年を迎えました。

投票箱

4月10日は、我が国において、女性が初めて参政権を行使した日です。

今夏の参議院議員通常選挙から、満18歳以上の全ての男女が、選挙権を獲得することになりますが、これまでは、満20歳以上の全ての男女に選挙権が与えられていました。

誰もが年齢に達すれば得られるということが当たり前となった選挙権。ですが、はじめて国民の代表が選挙によって選ばれた大日本帝国憲法制定後の1890年には、選挙で投票したり立候補したりする権利、参政権があったのは、税金を15円以上納めた25歳以上の男性だけでした。

(明治時代の物価は、もりそばが1銭、牛乳(1本)が3銭。当時の15円は、現在の約60万~70万円。)

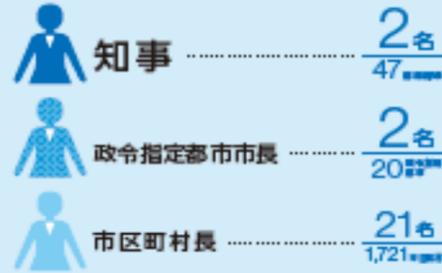
その後、「女性にも参政権を」という運動が続けられましたが、その権利は長く認められませんでした。女性に初めて参政権が認められたのは太平洋戦争が終わった1945年のことです。戦後初めての総選挙に向けて女性の政治への参加が呼びかけられました。

翌年4月10日に執行された衆議院議員総選挙で約1380万人の女性が初めて投票し、39名の女性国会議員が誕生しました。明治時代から続けられてきた、女性たちの参政権を求める運動の成果がようやく実を結んだのです。

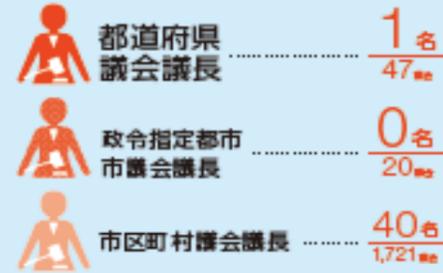


女性の政治参画マップ 2016

首長



議会の長



都道府県知事は平成28年1月7日現在(全国知事会調べ)
市区長は平成28年1月12日現在(全国市長会調べ)
町村長は平成28年1月5日現在(全国町村会調べ)

都道府県議会議長は平成27年12月15日現在(全国都道府県議会議長会調べ)
市区議会議長は平成27年10月1日現在(全国市議会議長会調べ)
町村議会議長は平成27年7月1日現在(全国町村議会議長会調べ)

市区町村議会における女性議員の比率



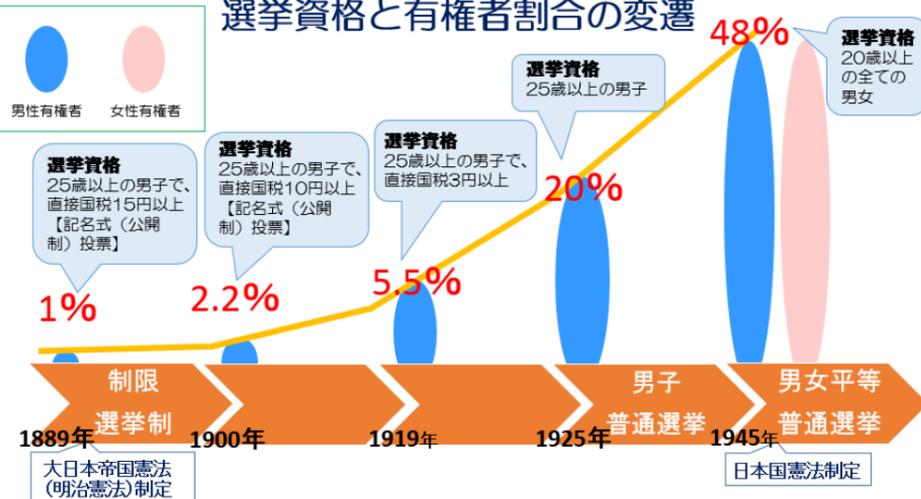
全国平均 12.6%

全国市議会議長会調べ(平成27年9月29日現在)及び
全国町村議会議長会調べ(平成27年7月1日現在)より作成



注：都道府県ごとの政治分野における女性の参画状況について示すべく、47都道府県の形を簡略化したもの

選挙資格と有権者割合の変遷



1889年 大日本帝国憲法(明治憲法)制定
1900年 制限選挙制
1919年
1925年 男子普通選挙
1945年 男女平等普通選挙 日本国憲法制定